

件名：高レベル廃棄物 4 万 5 千本 原子力機構の全施設廃止で
平成 30 年 9 月 1 日（土）東京新聞 2 面、茨城新聞 4 面、福井新聞 4 面、福島民報 29 面、
福島民友 2 面、共同通信配信記事 他

記事概要

- 原子力機構は、保有する原子力施設のほぼ全てに当たる 79 施設を廃止した場合、高レベル放射性廃棄物など放射線レベルが高く、地下 300 メートル以下に埋める地層処分の対象となる廃棄物が、ドラム缶で約 4 万 5 千本発生するとの試算を初めて公表した。
- 一方、低レベル放射性廃棄物はドラム缶計約 4 万 3 千本。これら全ての廃棄物は処分先が決まっていない。
- 放射性物質の濃度が極めて低く、国の確認を経て通常の産業廃棄物として処分できる廃棄物は、より大量に発生するが、公表していない。
- 機構は廃止費用を年末までにまとめる方針。
- 低レベル廃棄物の内訳は、放射線レベルが高い順に、70 メートルより深い地下に埋設する「中深度処分」の対象が約 2 万 3 千本、地表面近くにコンクリート設備を埋設して処分する「ピット処分」が約 2 1 万本、ドラム缶などに入れた上で素掘りして埋設する「トレンチ処分」が約 2 5 万本。

解説

- 機構は現存する原子炉等規制法の許可施設を対象に、バックエンド対策（廃止措置、廃棄物処理・処分等）の長期にわたる見通しと方針を「バックエンドロードマップ」として今年末に取りまとめることとしており、平成 30 年 8 月 31 日にその案として「バックエンドロードマップ案」を公表した。
URL : <https://www.jaea.go.jp/news/newsbox/2018/083101/>
- 記事の見出しにおいて「地層処分対象」の埋設物を「高レベル廃棄物」と標記しているが、これは「高レベル放射性廃棄物」を想起するものであり、適切ではない。
バックエンドロードマップ案において、地層処分対象の暫定値として見積もっている約 4 万 5 千本（2000 ドラム缶換算）は、地層処分相当低レベル放射性廃棄物^{※1}及び高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）からなり、その大半は地層処分相当低レベル放射性廃棄物である。
- また、廃止措置等に伴って発生するクリアランスレベル以下の資材は、原子力規制委員会による制度整備も踏まえクリアランスする（再利用等を行う）ことを基本としており、埋設対象物量の対象としていない。

補足説明

- ※1 低レベル放射性廃棄物のうち、地層処分が必要な廃棄物のことを「地層処分相当低レベル放射性廃棄物」と呼びます。使用済燃料の再処理工場やMOX燃料加工工場の操業や解体に伴う低レベル放射性廃棄物のうち、ウランより原子番号が大きい放射性核種（TRU核種：Trans-uranium）を

含み、発熱量が小さく長寿命の放射性廃棄物のことを、TRU廃棄物または長半減期低発熱放射性廃棄物と呼びます。このTRU廃棄物のうち、半減期の長い放射性核種が一定量以上含まれるものは、高レベル放射性廃棄物と同様に地下300メートルより深い地層へ処分する必要があり、これを「地層処分相当低レベル放射性廃棄物」と呼んでいます。

(NUMOホームページを参考 https://www.numo.or.jp/q_and_a/faq/faq100006.html)

以 上